

公津の杜中学校のきまり

学校は、集団生活を学ぶ場です。誰もが安心してすごすことができる場にすることが大切です。「公津の杜中のきまり」は、そのために大切なきまりです。なぜこのきまりが作られたのかを考えて、一人一人がきまりを守ってすごしましょう。

(1) 登下校

- ア 登校時は7時55分までに昇降口を通過する。(昇降口は7:20に開ける。)
 - * 8時00分までに教室でバッグをロッカーに入れて、服装を整えて読書を開始する。
8時00分に読書を開始できない場合「遅刻」となる。
- イ 制服で登下校する。
 - * 雨天で制服が濡れて学校生活で着られなくなるおそれがある場合は、体操服・ジャージで登下校できる。
 - * 放課後の部活動で体操服・ジャージで活動する場合は、そのまま(クールビズ期間の7.9月は体操服で)下校できる。
- ウ 登下校は徒歩または自転車(許可された者に限る)とする。
 - * けがのため徒歩や自転車による通学が困難な場合など、やむを得ない場合に限り自家用車で送迎できる。(交通の妨げ防止、近隣への配慮のため、学校前の道路上の乗り降りはいしない。)
 - * 登下校の時間帯、やむを得ない場合の自家用車は、登下校する生徒の安全を最優先し、駐車スペースが狭く混雑・事故防止のため、正門を入口、西門を出口の一方通行とする。
- エ 欠席・遅刻・早退の連絡は、
 - * Google フォームに入力する。
- オ 一斉下校または部活動・生徒会活動がない生徒は、帰りの会終了後、20分以内に門外に出る。

(2) 昇降口の利用

- ア 校舎内への出入りは昇降口を利用し、所定のくつ箱、傘立てを使う。くつ箱の上段には上履きを、下段には下履きを入れる。

(3) 自転車通学

自転車通学を許可された者は自転車通学を認める。

『公津の杜中学校自転車通学のきまり』

- ア 「並木町在住者」と「学校から自宅までの最短の道のりが2km以上ある希望者」で、運転技術が十分にある(直線走行、一時停止、ジグザグ走行、片手運転ができる)場合に自転車通学を許可する。
- イ 自転車には、ベル、前カゴ、荷台、ライト、反射板、自分の名前、鑑札番号のシールが備わりハンドルの形状がドロップ、セミドロップでなく安全に走行できるものを使用する。スタンドは両立式がのぞましい。
 - * 鑑札番号シールは入学後に配付する。(自転車交換等でシールを替える場合は実費)
- ウ 荷物は荷綱で荷台に固定する。そのため、荷台のあるシティサイクルタイプの自転車とする。
- エ 走行時はヘルメットを着用し、あごひもをきちんと締める。
 - * ヘルメットは学校指定のもので、代金は入学後に集金する。(初回のみ市が半額を補助)
- オ 雨天や強風時はジャージの上にカッパを着用して登下校する。
 - * カッパは上下分かれているタイプに限る。色やメーカーなど学校指定はない。
- カ 指定された自転車置場に整然と駐め、鍵をかける。
- キ 通学路(家庭調査票の裏面地図に各家庭で記入した経路)を通り、指定された方法で通行し、指定された場所で降車または駐車する。
- ク 自転車保険(賠償責任保険)に加入する。(自動車保険などに付帯されているものでもよい)
- ケ 道路交通法を守り、歩行者を優先し、2人乗り、並列走行、傘をさしての走行など危険行為

を行わない。

コ 自転車通学のきまりに違反した場合、自転車通学を停止することがある。

*違反を発見、注意されたら、一度目は保護者に連絡する。違反が重なる場合は、二度目は3日間停止、三度目は1週間停止、四度目は1ヶ月間停止、それ以上は年度内停止とする。

(4)短学活・授業

ア 休み時間に道具をそろえ、開始2分前に着席する。

イ 始めと終わりに挨拶をする。

(5)清掃

ア 体操服あるいはジャージを着用して実施する。ほこりよけや熱中症予防のために必要に応じて帽子等を被ってもよい。

イ 服装を整え着席し、号令に合わせて挨拶し、清掃場所に向かう。

ウ 終わりに挨拶をする。

(6)給食

ア 衛生管理のため、給食の運搬や配膳の際には必ず白衣とマスクを着用する。

イ 4校時終了後、配膳台等を消毒し、速やかに手洗いと給食の運搬を済ませる。

ウ 4校時終了5分後には着席を完了する。

エ 始めと終わりに挨拶をする。

(7)校内の過ごし方

ア 学校生活は原則として制服ですごす。

*儀式、テスト、体育館で行う行事、その他必要な場合は制服を着用する。

イ 着崩さず、整った服装を心がける。

ウ 室内ではウインドブレーカーを着用しない。

エ ベランダには緊急避難時以外は出ない。

オ 職員室の入室の際は入り口で衣服を整え、挨拶をして入室する。

(カバン等は持ち込まない。)

カ 集会では、評議員の指示の下に廊下に整列し、静かに移動する。

キ 学校生活に不要な物を校内へ持ち込まない。

※スマートフォンや携帯電話は持ち込まない。ただし何らかの事情により持ち込まなければならぬ場合は、事前に学校に相談し許可を得る。許可を得て持参した当日は、自分のバッグに電源を切って保管・管理する。申し出がなく発見された場合は、担任が預かり、保護者に返却する。

ク 水筒を持参し、中身はお茶や水、スポーツドリンクにする。ペットボトルは必ずペットボトルクーラーに入れ、缶・紙パックは持ち込まない。飲む時間は休み時間と給食・部活動の時間。

ケ 他学年の階や他教室へは、必要がなければ立ち入らない。

コ 指示があるとき以外は中庭を通行または使用しない。

(8)部活動

※ 活動するにあたっては学校生活上のきまりに準じて行動する。

ア 開始時刻や終了時刻を守る。

イ 始めと終わりにお互いに挨拶をする。

ウ バッグやヘルメットは部活動ごとに指定された場所に置く。

エ 部活動の用具や練習場はみんなで管理し、大切に使う。

オ 貴重品は顧問に預ける。

カ 活動後は戸締まりや整理整頓に心がける。

キ 挨拶やマナーなど部活動での取組を学校生活全般で生かせるようにする。

ク 服装は学校指定のものとし、各部活動で認められたものやワンポイントのTシャツ（色は白、黒、紺、グレー）を着用してもよい。

- ケ 県大会予選などの大会前1週間は保護者の了解の下に朝練習（参加する場合の生徒の登校は6：50以降とする）または最終下校を30分延長して練習を行うことができる。
- コ 着替えは所定の場所で行う。また、顧問の許可なく私物を更衣室などに置かない。
- サ 休日等に登校・遠征する場合は、ジャージやユニフォーム等、活動に適した服装で登下校する。

(9) 制服・名札

ア 制服

- (ア) 冬服は、指定の制服とする。ワイシャツは指定のものとする。
- (イ) 夏服は、指定のワイシャツと指定のズボン・指定のスカートとする。
- (ウ) ベルトは黒または茶色で装飾のないものとする。スカートの丈は、膝がかくれる長さとし、サスペンダーを使用できる。
- (エ) ワイシャツの下に汗取りとして、体操服又は白、黒、紺、グレー、ベージュのTシャツ（ワンポイント可）や下着を着用する。（必要に応じて着替えを準備する）
- (オ) 服装は次の期間を目安とする。（暑い日や寒い日は気候に合わせて各自が調節する）
 - ・ 4月 冬服
 - ・ 5.6月 移行期間（冬服・夏服）
 - ・ 7.9月 夏服 ※クールビズでの登下校（夏服または体操服）
 - ・ 10月 移行期間（冬服・夏服）
 - ・ 11～3月 冬服（登下校や外活動はウインドブレーカーを着用できる）
- (カ) 体操服・ジャージで行う授業は教科担任が指定する。
 - * 体操服・ジャージの服装に挟まれる時間の授業が制服の場合は、体操服・ジャージでよい。
 - ・ 3時間目が体操服・ジャージで昼清掃の場合、4時間目は着替えなくてもよい。
 - ・ 朝清掃のあと、1.2時間目が体操服・ジャージの場合は制服に着替えなくてもよい。
 - * 昼清掃のあとの授業は、体操服・ジャージでもよい。
 - * 放課後部活動後の下校については、(1)イによる。

イ 名札

- (ア) 校内で使用し、制服またはワイシャツの胸ポケットに付ける。
- (イ) 体操服の布製名札は、はがれないように注意する。

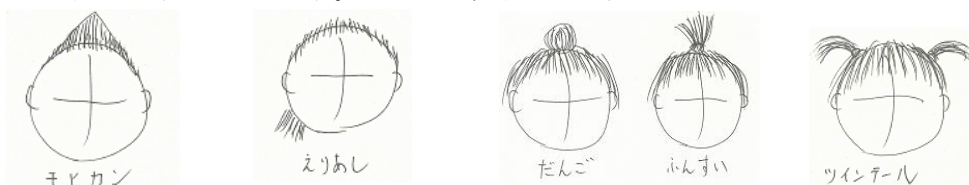
(10) 頭髪

ア 清潔感ある髪型とする。

- ・ 目にかからない
- ・ パーマ、染め、脱色はしない。整髪料は使用しない。
- ・ 髪が肩につくほどの長さになったら、一つまたは二つに結ぶ。ヘアピンや髪をしぼるゴムを装飾目的で使用しない。色は黒、紺、茶とする。
- ・ 一部を極端に短く刈り上げる・伸ばす。一部を編みこむことはしない。

※髪型について

- ・ 「清潔感ある髪型」の基本として、受験や進路選択の時にしていけない髪型や、大人が見て中学生としてはどうだろうか、と思われるような髪型にはしないほしいし、今の公津の杜中学校の生徒は、みんな考えて実行できるし、これからも考えてほしいという思いがあります。
- ・ 令和4年に生徒会の代表生徒と生徒指導担当の職員とで、きまりの見直しを行ったとき、よくないと考えるものを整理しました。高等学校でも制限する学校が多いです。
- ・ 刈り方やしばり方では、極端なツブブロックや類似した髪型は制限している高等学校が多いです。結ぶ位置について、極端に高いとヘルメットを被れないという意見がありました。高さは各自が考えることです。そのほか、下図のようなものは望ましくないことになっています。



(11) 通学靴と靴下

- ア 通学靴は体育や学校行事に使用できるように運動靴とする。※色は指定しない。(ハイカットは不可)。
- イ 靴下は白、黒、グレー、紺のスポーツソックスにする。(ワンポイント可)
- ウ くるぶしまでのソックスやルーズソックスは不可。

(12) 通学カバン

- ア 指定のバッグを利用する。
(指定バッグに入りきらない場合、別のバックを追加して使用してもよい。)
- イ 装飾目的で、キーホルダーや他の生徒の名札をバッグに付けない。

(13) 防寒着

- ア ウインドブレーカー(学校指定のもので、9月に採寸・注文)
 - (ア) 着用期間は11月～3月を目安に登下校や屋外活動で使用し、着用期間外でも寒い日は着用してもよい。
 - (イ) 冬季は、清掃時(外清掃・昇降口のみ)に着用してもよい。
 - (ウ) スカートをウインドブレーカーやジャージの上から着用することは不可。
- イ セーター・ベスト
 - (ア) セーターの色は華美でないものとし、黒・紺・グレーの無地を使用する。
 - (イ) セーター・ベストは制服の中に着用する。セーター・ベスト姿で過ごすことは不可。
 - (ウ) カーディガンは不可。
- ウ マフラー・手袋
 - (ア) 冬季はマフラーや手袋を使用してもよい。(ネックウォーマー可)色は指定しないが、華美でないものが望ましい。
 - (イ) 自転車通学者は、冬季には手袋を使用するなど安全に心掛ける。
- エ その他
 - (ア) 冬季のストッキング・タイツ、レギンスは可。色は黒、紺、ベージュを使用する。
 - (イ) ヒートテックなどの防寒目的の下着は着用できる。色は白、黒、グレー、ベージュ、紺を使用する。
 - ※ワイシャツ・ブラウスからはみださない(ハイネックなど)
 - ※部活動で使うアンダーシャツは、部活動のときのみ着用できる。
 - (ウ) ひざ掛けを教室で使用できる。

(14) その他

- (ア) 特別な状況が発生した場合(感染症、災害発生など)は、校長の指示により柔軟な対応を行う。
- (イ) 再登校する場合は、通常の登校と同じ登校手段(自転車通学許可者は自転車可)、服装とする。

*令和5年12月改定